

平成23年第1回（2月）

広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

広島県後期高齢者医療広域連合議会

平成23年第1回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次
第1日（2月4日）

出席議員	1
欠席議員	1
説明員	1
議事補助員	2
議事日程	2
会議に付した事件	2
開会・開議宣告(午後1時29分)	3
広域連合長の議会招集挨拶	3
諸般の報告	4
日程第1 議席の指定について	4
会議録署名者の指名	4
日程第2 会期の決定について	4
日程第3 広島県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び補充員の選挙について	5
日程第4 議案第1号 広島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について	6
日程第5 議案第2号 専決処分の承認について（広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について）	7
日程第6 議案第3号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	8
日程第7 議案第4号 平成22年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）	9
日程第8 議案第5号 平成22年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	11
日程第9 議案第6号 平成23年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	13
日程第10 議案第7号 平成23年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	16
日程第11 一般質問（28番小林議員）	19
議了宣告	23
広域連合長の閉会挨拶	23
閉会宣告(午後2時29分)	23
会議録署名	24

広島県後期高齢者医療広域連合議会会議録 第12号

平成23年2月4日（金曜日）KKRホテル広島「孔雀」

出席議員

1番 土井 哲男
2番 田尾 健一
3番 村上 厚子
4番 桑田 恭子
5番 石崎 元成
6番 土井 正純
7番 脇本 茂紀
8番 高下 正則
9番 松谷 成人
10番 徳山 威雄
11番 宮地 徹三
12番 丸山 茂美
13番 木村 春雄
14番 竹内 光義
15番 細川 雅子
17番 登 宏太郎
18番 青原 敏治
20番 中村 勤
21番 前田 勝男
22番 馬上 勝登
24番 中本 正廣
25番 伊藤 久幸
26番 辰田 真司
28番 小林 貢

欠席議員

16番 杉井 弘文
19番 山本 一也
23番 中 雅洋
27番 豊田 勲

説明員

広域連合長	伊藤 吉和
広域連合事務局長	奥 和彦
広域連合事務局次長兼総務課長	橋本 信之
業務課長	田中 宏典
総務課企画財政係長	平山 勝秀

議事補助員

議会事務局長	藤瀬	泰城
議会事務局長次長	堤本	浩二
書記	吹抜	友磯

議事日程（第1号）

（平成23年2月4日 午後1時29分開議）

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 議席の指定について |
| 日程第2 | 会期の決定について |
| 日程第3 | 広島県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び補充員の選挙について |
| 日程第4 | 議案第1号 広島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について |
| 日程第5 | 議案第2号 専決処分の承認について（広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について） |
| 日程第6 | 議案第3号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第4号 平成22年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第8 | 議案第5号 平成22年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第9 | 議案第6号 平成23年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算 |
| 日程第10 | 議案第7号 平成23年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第11 | 一般質問 |

会議に付した事件

議事日程のとおり

午後 1 時 2 9 分 開 会

○議長（土井哲男）

ただいまの出席議員 24 名であります。

地方自治法第 113 条により定足数に達しておりますので、ただ今から、平成 23 年第 1 回広域連合議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

会議の開会に際しまして、広域連合長の挨拶があります。

広域連合長。

◎広域連合長（伊藤吉和）

失礼いたします。平成 23 年第 1 回広域連合議会定例会の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

本日、本定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多用のところご出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

最初に、1 月 17 日に起きました案内通知への金額の誤記載につきましては、被保険者をはじめ住民の皆様にご迷惑をさしてしまいまして、大変申し訳なく思っております。この場をお借りして改めてお詫びを申し上げたいと思っております。

現在、今回の事案についての検証と再発防止策の検討を行っているところであり、二度とこのようなことが無いよう努めてまいりたいと考えております。

さて、ご承知の通り、政府においては「後期高齢者医療制度を廃止して、新たな高齢者医療制度へ移行する」という方針のもとで、昨年 12 月に「高齢者のための新たな医療制度等についての最終とりまとめ」というものが出されたところであり、今後は、今通常国会に法案が提出され、平成 25 年 3 月から新制度に移行するというスケジュールでございました。

しかしながら、今年に入りまして、厚生労働省が「新制度の移行時期を先送りする」という表明がされたとの報道、こういったものがあるなど、先行きが大変不透明な状態になっております。

いずれにいたしましても、広域連合としては、国のこういった動向を見守りつつ、新制度が創設されるまでの間は、現行制度の着実な運営に努めていく必要がございます。

本定例会に提出しております議案は、平成 23 年度の歳入歳出予算等の重要案件でございます。

これらの案件につきましては、後程ご説明を申し上げますが、何とぞ慎重にご審

議の上、原案どおりご議決を賜りますようお願い申し上げまして、私の開会の挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（土井哲男）

この際、ご報告いたします。

呉市の竹川和登議員から平成22年12月20日付けで辞職願が提出されており、閉会中につき、平成22年12月20日付けで許可しておりますことをご報告いたします。

また、理事者側の説明員として、伊藤広域連合長、奥広域連合事務局長、橋本事務局次長兼総務課長、田中業務課長、総務課企画財政係平山係長を呼んでおりますことをご報告申し上げます。

次に、議席配布いたしました「例月出納検査」及び「平成22年度定期監査」結果について、監査委員から議長あての報告書の提出がありましたのでご報告いたします。

これより、日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりでございます。

△ 日程第1 「議席の指定について」

○議長（土井哲男）

それでは、日程第1「議席の指定について」ですが、議席は、会議規則第4条第1項により議長が指定いたします。

議席は、現在着席されている席とします。

なお、本日の「会議録署名議員」として15番細川議員、25番伊藤議員を指名いたします。

△ 日程第2 「会期の決定について」

○議長（土井哲男）

それでは、日程第2「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日1日間としたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井哲男)

ご異議なしと認め、よって会期は本日1日間と決定いたします。

△ 日程第3 「広島県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び補充員の選挙について」

○議長(土井哲男)

次に日程第3「広島県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び補充員の選挙について」を議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井哲男)

ご異議なしと認めます。選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名は、議長において行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井哲男)

ご異議なしと認めます。

議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員及び補充員として、お手元に配布しております名簿のとおり御指名いたします。

お諮りします。

ただいま御指名いたしました方々を選挙管理委員及び補充員の当選人と定めることにご異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（土井哲男）

ご異議なしと認め、よって、ただいま御指名いたしました方々が選挙管理委員及び補充員に当選されました。

△ 日程第4「議案第1号 広島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」

○議長（土井哲男）

次に日程第4「議案第1号 広島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」を議題といたします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合長（伊藤吉和）

（挙手）

○議長（土井哲男）

広域連合長。

◎広域連合長（伊藤吉和）

ただいま上程になりました議案第1号についてご説明申し上げます。

本案は、高見貞四郎氏の監査委員の任期が平成23年3月27日で満了し、識見を有する者の監査委員が空席となることから、後任の監査委員として引き続き高見貞四郎氏を選任することについて、ご同意をお願いするものでございます。

議案書の履歴書にございますように、高見貞四郎氏は、平成19年3月から監査委員の職を務めていただいております。知識、経験ともに豊かな方であることから、広域連合監査委員として適任と存じます。

何とぞご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（土井哲男）

本件は、事後の議事手続を省略して直ちに採決したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (土井哲男)

ご異議なしと認めます。
本件を採決いたします。
本件を同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (土井哲男)

ご異議がないと認めます。よって、本件は同意されました。

△ 日程第5「議案第2号 専決処分の承認について（広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について）」

○議長 (土井哲男)

次に日程第5「議案第2号 専決処分の承認について（広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について）」を議題とします。
本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局長 (奥和彦)

(挙手)

○議長 (土井哲男)

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長 (奥和彦)

ただいま上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。
議案第2号「専決処分の承認について（広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について）」でございます。
恐れ入ります。議案資料の1ページをご覧いただきたいと思います。
改正の趣旨でございますが、国民健康保険法施行規則の一部改正に伴いまして、条例中に引用しております条文についての規定の整備を行ったものでございます。
なお、条例の施行日を規則の施行日と合わせ平成23年1月1日とするためには議会を招集する時間的余裕がございませんでしたことから、専決処分を行ったもの

でございます。

以上、上程されました議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（土井哲男）

本件については発言の通告がありませんので、本件の質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男）

ないものと認め、本件の質疑及び討論を終結します。

本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（土井哲男）

起立総員。よって、本件は承認されました。

△ 日程第6「議案第3号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」

○議長（土井哲男）

次に日程第6「議案第3号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局長（奥和彦）

（挙手）

○議長（土井哲男）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（奥和彦）

議案第3号「広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正」につきましてご説明いたします。

議案資料の2ページをご覧くださいと思います。

概要といたしましては、後期高齢者医療の円滑な運営のために、附則第17条を修正することにより、平成23年度においても所得の少ない被保険者に対する被保険者均等割額について、7割減額となる被保険者に対しては、被保険者均等割額を8.5割減額するというものでございます。

平成23年度の保険料軽減策につきましては、国の平成22年度第2次補正予算が平成22年11月26日に国会成立いたしましたして、12月10日には厚生労働省より交付予定額について内示があり、財源が確保されることとなりましたので、先に述べた所得の少ない被保険者の被保険者均等割額について、平成23年度においても継続実施しようとするものでございます。

なお、この軽減策以外の、均等割の9割・5割・2割減額、及び所得割の5割減額といった軽減策につきましても、今後も継続されることとなっております。

以上、上程されました議案につきまして概要をご説明申し上げました。ご審議の上、ご承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（土井哲男）

本件については発言の通告がありませんので、本件の質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男）

ないものと認め、本件の質疑及び討論を終結します。

本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（土井哲男）

起立総員。よって、本件は可決されました。

△ 日程第7「議案第4号 平成22年度広島県後期高齢者医療広域連合一

般会計補正予算（第2号）」

○議長（土井哲男）

次に、日程第7「議案第4号 平成22年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本件の説明を求めます。

なお、予算の説明につきましては、長くなりますので、座って説明いただいても結構です。

◎広域連合事務局次長（橋本信之）

（挙手）

○議長（土井哲男）

広域連合事務局次長。

◎広域連合事務局次長（橋本信之）

ただ今上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

お許しいただきましたので、恐れ入りますが、座って説明をさせていただきます。

議案第4号「広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」についてでございます。

議案書の4ページをお開きください。

平成22年度一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ8,856万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億3,214万5千円とするものでございます。

この補正の主な内容は、執行残見込額の減額でございます。

議案書の5ページをご覧ください。

歳入でございますが、「2款 国庫支出金」「2項 国庫補助金」の30万3千円の追加は、広域連合運営審議会の開催に係る経費の一部が、国庫補助対象となったことにより追加をするもので、「4款 財産収入」「1項 財産運用収入」の515万9千円の減額は、給付費の支払いに充てるため、臨時特例基金を取り崩して繰入れたことによる元金の減少や利率の変更により、減額するものでございます。

また「6款 繰入金」「1項 基金繰入金」の8,375万4千円の減額は、事務費の減額に伴い、財政調整基金からの繰入金等を減額するもので、「2項 後期高齢者医療特別会計繰入金」の4万7千円の追加は、平成21年度の不均一賦課繰出金の超過繰出額について、特別会計から返還を受けるものでございます。

次に6ページの歳出でございますが、「2款 総務費」「1項 総務管理費」の2,278万6千円の減額は、主に派遣職員給料等負担金の執行残見込額を減額するもので、「3款 民生費」「1項 社会福祉費」の6,577万7千円の減額は、後期高齢者医療特別会計の事務費の減額に伴い、事務費の繰出金を減額するものでござい

ます。

以上、上程されました議案につきまして概要をご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（土井哲男）

本件については発言の通告がありませんので、本件の質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男）

ないものと認め、本件の質疑及び討論を終結します。

本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（土井哲男）

起立総員。よって、本件は可決されました。

△ 日程第 8 「議案第 5 号 平成 22 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）」

○議長（土井哲男）

次に日程第 8 「議案第 5 号 平成 22 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）」を議題といたします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局次長（橋本信之）

（挙手）

○議長（土井哲男）

広域連合事務局次長。

◎広域連合事務局次長（橋本信之）

ただ今上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

議案第5号「平成22年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について」でございます。

議案書の7ページをお開きください。

平成22年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ18億1,504万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,444億4,512万6千円とするものでございます。

この補正の主な内容は、平成23年度保険料軽減特別対策に係る予算の計上や、長寿・健康増進事業に係る事業費及びその財源の計上、事務費の執行残見込額の減額等でございます。

8ページをお開きください。

歳入でございますが、「2款 国庫支出金」「2項 国庫補助金」の18億3,479万9千円の追加は、長寿・健康増進事業の財源として9,154万6千円、平成23年度保険料軽減特別対策の財源として17億4,325万3千円を追加したもので、「3款 県支出金」「2項 財政安定化基金交付金」の16億5,312万7千円の減額は、平成22年度、23年度の保険料の上昇抑制の充当財源を、この交付金から給付準備基金繰入金に振り替えることにより、減額するものでございます。

「6款 財産収入」「1項 財産運用収入」の87万9千円の追加は、基金利子を追加するものでございます。

「8款 繰入金」「1項 一般会計繰入金」6,577万7千円の減額は、事務費繰入金を減額するもので、「2項 基金繰入金」の16億9,827万4千円の追加は、先程の保険料上昇抑制充当財源の財政安定化基金交付金からの振替分に加え、長寿・健康増進事業や制度の周知広報事業の財源とするために繰入れるものでございます。

次に9ページの歳出でございます。

「1款 総務費」「1項 総務管理費」の5,422万5千円の減額は、主に事務費の執行残見込額を減額するもので、「5款 保健事業費」「1項 健康保持増進事業費」の1億2,509万4千円の追加は、長寿・健康増進事業の事業費を計上するものでございます。

「6款 基金積立金」「1項 基金積立金」の17億4,413万2千円の追加は、平成23年度保険料軽減特別対策の財源として交付された国庫補助金及び基金利子を積み立てるもので、「8款 諸支出金」「2項 繰出金」の4万7千円の追加は、平成21年度の不均一賦課繰入金の超過繰入分を一般会計へ返還するものでございます。

なお、「2款 保険給付費」について、補正額の計上がないためここには記載がありませんが、財源内訳の更正のみを行っております。

次に10ページをお開きください。

第2表 債務負担行為補正でございます。

これは、平成 23 年度の事業のうち、平成 22 年度中に委託契約をして準備を進める必要があるものについて、債務負担行為をお願いするものでございます。

以上、上程されました議案につきまして概要をご説明いたしましたが、ご審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（土井哲男）

本件については発言の通告がありませんので、本件の質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男）

ないものと認め、本件の質疑及び討論を終結します。

本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（土井哲男）

起立総員。よって、本件は可決されました。

△ 日程第 9 「議案第 6 号 平成 23 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」

○議長（土井哲男）

次に日程第 9 「議案第 6 号 平成 23 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を議題とします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局次長（橋本信之）

（挙手）

○議長（土井哲男）

広域連合事務局次長。

◎広域連合事務局次長（橋本信之）

ただ今上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

議案第6号「平成23年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」についてでございます。

広域連合では、新たな高齢者医療制度に向けた国の動向を注視しつつ、現行制度の適正かつ効率的な運営を行い、高齢者の方々に安定した医療給付を行っていくため、経費のより一層の節減に努めるとともに、広域連合として取り組むべきものを着実かつ計画的に推進していくことを基本方針として、平成23年度の予算編成を行いました。

議案書の11ページをお開きください。

本予算は、一般会計の予算総額を歳入歳出それぞれ9億8,680万5千円とするものでございます。

また、一時借入金の限度額は、5千万円としております。

歳入歳出の詳細につきましては、「一般会計予算説明書」によりご説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊4「平成23年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計当初予算説明書」の1ページをお開きください。

一般会計においては、原則として市町分賦金を前年度以下とすることとし、財政調整基金繰入金を活用し、また事務費の削減を進めております。

「歳入歳出予算事項別明細書」でございますが、歳入は、「分担金及び負担金」から「諸収入」までの8つの款を、2ページの歳出は「議会費」から「予備費」まで5つの款を設定しており、平成23年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ9億8,680万5千円で、前年度比マイナス3,385万1千円、3.3%の減となっております。

それでは、歳入の主なものについてご説明いたします。

3ページをお開きください。

「1款 分担金及び負担金」は、23市町からの事務費分賦金として、7億7,177万9千円を計上しており、事務費の抑制及び財政調整基金の活用により、前年度比マイナス7,903万1千円、9.3%の減としております。

4ページの「2款 国庫支出金」及び5ページの「3款 県支出金」は、保険料不均一賦課負担金として、それぞれ同額の639万4千円を計上しており、6ページの「4款 財産収入」は、財政調整基金及び臨時特例基金の利子収入として、143万7千円を計上しております。

8ページをお開きください。

「6款 繰入金」は、市町の事務費分賦金を軽減するため、財政調整基金の取崩額2億円を計上し、前年度比5,000万円の増としております。

続きまして、歳出についてご説明を申し上げます。

少し飛びまして12ページをお開きください。

「1款 議会費」は、広域連合議会の開催及び運営に関する経費として、190万5千円を計上しております。

13ページをご覧ください。「2款 総務費」でございます。

13ページから18ページにかけての「1項 総務管理費」は、委員の報酬や職員の人件費、消耗品費等の需用費、事務所や機器の維持管理に係る使用料及び手数料など、広域連合の運営に関する経費として総額2億9,219万2千円を計上し、前年度比マイナス1,452万8千円、4.7%の減としております。

19ページをお開きください。

「2項 選挙費」は、選挙管理委員の報酬と費用弁償など、16万6千円を計上し、20ページの「3項 監査委員費」は、出納検査及び決算監査や財務監査のための監査委員2名の報酬等11万6千円を計上しております。

21ページをお開きください。

「3款 民生費」は、特別会計への事務費繰出金と、不均一賦課繰出金で、6億8,726万3千円を計上しており、前年度比マイナス1,949万6千円、2.8%の減としております。

22ページの「4款 公債費」は、一時借入金の利子として、16万3千円を計上し、23ページの「5款 予備費」は、500万円で前年度と同額としております。

24ページ以降は給与費明細書となっておりますが、来年度の職員数に変動する予定がございません、従いまして、金額の増減は、人事異動等によるものでございます。

以上、上程されました議案につきまして概要をご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（土井哲男）

本件については発言の通告がありませんので、本件の質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男）

ないものと認め、本件の質疑及び討論を終結します。

本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（土井哲男）

起立総員。よって、本件は可決されました。

△ 日程第 10 「議案第 7 号 平成 23 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」

○議長（土井哲男）

次に日程第 10 「議案第 7 号 平成 23 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を議題とします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局次長（橋本信之）

（挙手）

○議長（土井哲男）

広域連合事務局次長。

◎広域連合事務局次長（橋本信之）

ただ今上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

議案第 7 号「平成 23 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」についてでございます。

議案書の 14 ページをお開きください。

本予算は、後期高齢者医療特別会計予算の予算総額を歳入歳出それぞれ 3,518 億 4,775 万 4 千円とするものでございます。

第 2 条につきましては、地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるものであり、1 枚めくっていただいて 17 ページの「第 2 表債務負担行為」にありますように、被保険者証等印刷封入業務につきまして、期間を平成 24 年 4 月 1 日から 6 月 30 日まで、限度額を 32 万 4 千円としております。

また、第 3 条では一時借入金の限度額を 20 億円と定め、第 4 条では、特別会計の「2 款 保険給付費」の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合につきましては、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により、同一款内での各項間の流用により処理をさせていただくことを定めたものでございます。

歳入歳出の詳細につきましては、「後期高齢者医療特別会計予算説明書」によりご説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊 5 「平成 23 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計当初予算説明書」の 1 ページをお開きください。

「歳入歳出予算事項別明細書」でございますが、歳入は、「市町支出金」から「諸収入」までの11の款を、歳出は、「総務費」から「予備費」までの9つの款を設定しており、平成23年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ3,518億4,775万4千円で、前年度比143億3,740万3千円、4.2%の増となっております。

それでは、歳入についてご説明いたします。

3ページをお開きください。

3ページの「1款 市町支出金」から、9ページの「5款 特別高額医療費共同事業交付金」にかけては、いずれも高齢者の医療の確保に関する法律をはじめ、後期高齢者医療に関する条例等関係規定に準拠して算定したものでございます。

10ページの「6款 財産収入」は、後期高齢者医療給付準備基金の利子収入として326万3千円を計上しております。

12ページをお開きください。

「8款 繰入金」「1項 一般会計繰入金」は、保険料不均一賦課繰入金と特別会計事務費繰入金を合わせて、6億8,726万3千円を、13ページの「2項 基金繰入金」は、給付準備基金繰入金と臨時特例基金繰入金を合わせまして、42億2,370万6千円を計上しております。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

少し飛びまして19ページをお開きください。

「1款 総務費」は、消耗品費等の需用費、郵送料等の役務費、各種電算システムの維持管理に係る委託料など、後期高齢者医療制度の運営に係る事務経費として、総額で6億8,923万円を計上し、前年度比1,707万4千円、2.5%の増としております。

内容でございますが、「11節 需用費」1,247万8千円は、一般事務消耗品や封筒、保険証に同封します小冊子等の印刷に係る経費など、「12節 役務費」1億1,283万1千円は、被保険者証の郵送料など、「13節 委託料」4億9,634万6千円は、広域連合システムに係る保守業務等の関連経費、被保険者証の印刷封入業務やレセプト点検業務等に係る経費でございます。

また、「14節 使用料及び賃借料」5,845万2千円は、広域連合システムに係る機器等のリース料、「19節 負担金、補助及び交付金」912万3千円は、市町の実施する広報事業等への補助金及び広島県保険者協議会への負担金でございます。

21ページをお開きください。

21ページから23ページにかけましては、特別会計予算額のほとんどを占めます「2款 保険給付費」でございますが、平成23年度の年間平均被保険者数を35万3,464人と見込み、これに保険料率算定時に見込んだ一人当たり給付費986,007円を乗じて算定した額を基本として計上しており、前年度比4.3%の増としております。

24ページの「3款 県財政安定化基金拠出金」は、不測の事態に備えるために県が設置する基金に対する拠出金3億858万7千円を計上し、25ページの「4款 特別高額医療費共同事業拠出金」は、国民健康保険中央会が実施します特別高額医療費共同事業への拠出金として、5,380万6千円を計上しております。

26 ページの「5 款 保健事業費」でございますが、「1 目 健康診査費」に市町が実施する健康診査事業に対する補助金として 7,365 万 8 千円を計上し、新たに「2 目 その他健康保持増進費」を設定し、1 億 5,324 万 7 千円を計上しております。

健康診査費については受診者数を前年度比 2,200 人、7.4% 増と見込み、予算額を 1,064 万 6 千円、16.9% の増としております。

その他健康保持増進費については、これまで、市町が実施する長寿・健康増進事業について、国からの補助事業実施の通知を待ち、補正予算を計上して市町へ補助金を交付してありましたものを、平成 23 年度からは市町が事業実施し易いように当初予算で計上することとし、併せて予算額も先ほどの議案第 5 号で補正予算に計上しました平成 22 年度予算額に比較して、2,815 万 3 千円、22.5% の増とし、市町における長寿・健康増進事業の充実強化を図ることとしたものでございます。

27 ページをお開きください。

「6 款 基金積立金」は、後期高齢者医療給付準備基金への積立金として 326 万 4 千円を、28 ページの「7 款 公債費」は、一時借入金の利子として 324 万 7 千円を、29 ページの「8 款 諸支出金」は、精算に伴う国庫負担金や保険料負担金等の返還金として 4,421 万 5 千円を計上しております。

なお、30 ページの「9 款 予備費」につきましては、昨年と同額の 2,500 万円としております。

以上、上程されました議案につきまして概要をご説明いたしました。ご審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（土井哲男）

本件については発言の通告がありませんので、本件の質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男）

ないものと認め、本件の質疑及び討論を終結します。

本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（土井哲男）

起立総員。よって、本件は可決されました。

△ 日程第 1 1 「一般質問」

○議長（土井哲男）

日程第 1 1 「一般質問」について議題とします。

2 8 番小林議員より発言の通告がございました。

2 8 番小林議員。

◆ 2 8 番（小林貢議員）

2 8 番小林でございます。

21 年の 8 月に衆議院総選挙で圧勝し、民主党政権が誕生いたしましたところがございます。以前の自民政権の中で誕生した後期高齢者医療制度に対し、民主党は殊更強い批判・発言を浴びせていたと記憶をいたしております。

直後の当広域連合 21 年第 2 回定例会、21 年 10 月 19 日でございますが、私から一般質問をさせていただきました。その主な内容は、一つに後期高齢者医療制度の今後について、新政権に何を期待されるか、二つに市町保険料は医療給付費の乖離率に応じて賦課するよう見直すべきであるとのものでございました。新政権への期待として、連合長は、斬新的な形でなく漸進的な制度にして、広域連合や市町村が十分に対応できるようなものにとの答弁をいただいたところがございます。市町保険料については、県の単位で統一する大前提の中で 2 割以上の乖離があった場合に特別な配慮をしている、現行では今のやり方をしばらく踏襲するしかない旨の併せての伊藤連合長の答弁でございました。高齢者の医療の確保に関する法律で国が示した基準に照らしてのことであり、広域連合が独自に設定する乖離率基準により不均一保険料を設定することは現行法では極めて困難である旨、事務局長答弁をいただいております。ご記憶いただいておりますかと思っております。

この質問及び答弁の内容から、現在新政権により 75 歳以上が加入する後期高齢者医療制度に代わる新たな制度についての協議が進んでいるものと承知いたしております。全協でも説明ございましたが、当初予定の 2013 年（平成 25 年）を 1 年遅らし、26 年 3 月施行の方針とも聞きますし、また 25 年 2 月現行後期高齢者医療制度廃止もずれ込みとなると報じております。昨年暮れの 12 月 24 日で高齢者のための新たな医療制度について最終とりまとめの資料をいただきましたし、先ほどこの件について全員協議会でも説明をいただきました。その中に現行どおり不均一保険料率の設定を可能とするとあります。このような状況の中で、現時点での提言・要望は極めて有効・効果的ではないかと考えます。有効かどうかの答弁をお願いいたします。そこで、新制度の見直し・方向性とその所見をお尋ねしますし、現後期高齢者医療制度では保険者単位での均一賦課を基本とし、特例による不均一保険料率は 20 年度から 25 年度の 6 年間保険料率を 2 年度ごと段階的に調整する特例措置が現在経過措置中でございます。しかし、各市町の医療給付費の実態・格差は依然

として変わっておらず、乖離状態も変動していない、むしろ全国的医師不足が拍車となり、さらに乖離しているのではないかと判断をいたしておりますが、広島県第1次後期医療制度での各市町の年度別医療給付費の実態はどうかお尋ねをいたします。また、均一保険料及び賦課特例を設定された根拠についても説明をお願いいたします。後期高齢者医療制度での保険料均一賦課は不公平であると考えます。新制度での保険料賦課の動向についてお尋ねをいたします。各市町年度別医療給付費を算定基礎とし、大枠乖離率に応じた賦課とすべく、新制度への導入を提言すべきであると考えます。均一賦課を目指すなら、医療給付費へ大きく影響する医療機関の件数、近接性、無医地区等の市町統一医療環境を整備すべきであるとの提言通告をいたしておりますが、実はとても不可能であり無理なお願いかと思っております。その観点からも、大枠乖離率に応じた賦課とすべく、新制度への導入を提言すべきであると考えます。答弁をお願いいたします。最後に、無医地区を抱える市町への配慮についてお尋ねをし、1回目の質問といたします。

○議長（土井哲男）

当局の答弁を求めます。

◎広域連合事務局長（奥和彦）

（挙手）

○議長（土井哲男）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（奥和彦）

ご質問に対する順番が少し変わるかもしれませんが、まず市町別の医療給付費の状況についてご説明を申し上げます。後期高齢者医療制度の下での一人当たり医療給付費は、広島県全体で申しますと、平成20年度は11か月分で81万8,575円、平成21年度は12か月分で92万4,992円となっております。これを市町別に県全体と比較いたしますと、1人当たり医療給付費はいずれも神石高原町が最も低くございまして、平成20年度は59万2,048円で県全体に比べまして27.7%低い結果となっております。また、平成21年度は68万6,261円と県全体に比べまして25.8%低い結果となっております。

それから次に新制度での見込みと申しますか、均一賦課に関する昨年12月に出了ました最終とりまとめでの取扱いについてはどういうふうになっているのかというご質問だろうと思っております。新制度におきます保険料賦課の動向につきましても、この最終とりまとめの内容を見ますと、「保険料の賦課については、都道府県は、均等割と所得割の2方式で標準（基準）保険料率を定める。なお、離島など医療の確保が著しく困難である地域については、現行制度同様、不均一保険料の設定を可能とする。」というふうになっております。新制度におきましては、医療給付費の乖

離率を根拠とした不均一保険料の設定が可能か否か、均一保険料率との差額に係る財源も含め、現時点では詳細は不明でございます。都道府県で標準保険料率を定めるというふうにとりまとめの中では言っておりますので、均一賦課が原則であるというのは変わらないと考えられ、独自の乖離率基準による不均一保険料の設定は困難ではないかと考えております。今後、新制度に係る法案の概要が具体的に示されました段階で、医療給付費の乖離が著しい市町に対する配慮を含めまして、新制度における保険料率の設定について全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じまして国へ要望したいと考えております。なお、均一賦課を目指すのであれば医療環境を併せて整備すべきではないかというご意見につきましては、県内同じ保険料率で同じように受診機会が確保されるべきであるという趣旨は理解できますし、必要とされる医療資源を県内でいかに公平かつ効率的に提供するのかということは、非常に重要な課題であると考えております。医療提供体制の確保につきましては、県が策定しております「広島県保健医療計画」によって進められておりまして、県や大学、医師会のほか、市町や医療機関、そして県民が一丸となった取組が、今後進められていくものと考えているところでございます。

それから無医地区の件でございますけれども、現在、広島県におきましては高齢者の医療の確保に関する法律第104条第2項に規定されております「離島その他の医療の確保が著しく困難である地域」、無医地区でございますけれども、不均一保険料の設定については、これまでの保険料率算定時には、まず、対象地区の受診率を県全体と比較した場合、受診機会に大きな乖離があるとは認められないこと、それから、国民健康保険・介護保険には、不均一保険料の制度がなく、後期高齢者医療制度のみ特例を適用した場合、制度間の不均衡が生じること、それから3番目といたしましては、同一市町内でも保険料が異なることになり、特に不均一の適用を受けない対象地区近隣に居住する被保険者の、不公平感が強くなること、それから4点目でございますけれども、減額分については、他の被保険者が負担をすることになり、その理解が得られにくいこと、それから5番目としては、対象地区に対しては、市町を中心にデマンドタクシー・地域巡回バス・訪問診療等の施策による受診機会の確保に努めていることといった理由がございまして、不均一保険料を設定していないということでございます。無医地区そのものの把握は、5年に1回実施されます国の調査に基づいておりまして、昨年10月に厚生労働省から発表されました調査結果をもとに、来年度の新保険料率算定時に、県内対象地区の状況把握を行い、不均一保険料を設定するかどうか検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（土井哲男）

再質問はありますか。

◆28番（小林貢議員）

はい。

○議長（土井哲男）

小林議員。

◆28番（小林貢議員）

28番小林です。

答弁によりますと、広島県の第1次医療制度での各市町の年度別医療給付費は、算定基礎となった平成15年、17年医療給付費差額とは変わっていないようにお見受けをいたしました。ちなみに県内市町の病院施設数は、ちょっとこれはデータが古いかと思いますが、広島市が89あるのに対して神石高原町は1でございます。1施設でございます。このように医療の確保が著しく困難である地域も存在し、医療環境も改善できず格差が縮小・是正される環境にないなか、経過措置の配慮があるとはいえ、最終的に市町保険料の均一賦課・平等賦課は不公平であり、納得できないのが心境でございます。くどいようですが、市町への保険料賦課は医療給付費乖離率により、概ね平均・上・下の三段階の賦課が妥当・適正ではないかと考えます。このことが新制度で殊更に取り上げられている住民全体での支え合い・健全運営に繋がるものであると考え、新制度での適用がされるよう強く要望して、質問を終わります。

◎広域連合事務局長（奥和彦）

（挙手）

○議長（土井哲男）

はい。事務局長。

◎広域連合事務局長（奥和彦）

最終とりまとめの内容を読みますと、どうも表現そのものからいたしますと、無医地区に対する保険料の不均一賦課ということに対しましては、きちんと書いてあると思うんですけども、いわゆる医療費の低い地域に対する不均一保険料のことについては、私が読んだ範囲内では取り上げられていないのではないかと考えておりました。実態としては現行の不均一賦課のやり方をそのまま継承していくのではないかとこのように考えております。基本的にはこの後期高齢者医療制度そのものが県内均一賦課というものを大原則としておりますので、その考え方が根底にあるものではないかと考えております。しかしながら、先ほども少し触れましたけれども、確かにそれぞれの地域の医療費がかなり違うにもかかわらず保険料が均一であるというのはどうもおかしいのではないかとこのようにお考え方に対しては、私どももその点につきましては趣旨は十分理解できると考えております。必要とされる医療資源を県内でいかに公平かつ効率的に適用するかというのは非常に重要な課題ではないかと考えておりますので、全国の広域連合で組織します全国協議会におきまして諮り、国への要望をしていきたいというふうに考えております。

○議長（土井哲男）

それでは、一般質問を終わります。

以上をもちまして、本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

閉会に当たり広域連合長の挨拶があります。

広域連合長。

◎広域連合長（伊藤吉和）

お疲れ様でございました。平成 23 年第 1 回広域連合定例会閉会ということで、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、提案をいたしました各議案について、大変速やかに、しかし慎重にご審議の上ご議決を賜りました。厚くお礼を申し上げたいと存じます。

引き続き、本制度の円滑な運営、これに努めてまいりますので、今後とも、皆様の格別なるご支援、ご協力を賜りますよう申し上げて閉会のご挨拶とさせていただきます。大変ご苦労様でございました。

○議長（土井哲男）

議員各位におかれましては、案件について、熱心にご審議いただきまして、無事閉会の運びとなりました。皆様のご協力に対し、心からお礼申し上げます次第であります。

これをもちまして、本定例会を閉会いたします。

ご苦労でございました。

午後 2 時 2 9 分

閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

広島県後期高齢者医療広域連合議会議長 土井 哲男

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員 細川 雅子

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員 伊藤 久幸